

議案第 6 2 号

長野市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 1 1 日

提出者 長野市長 荻 原 健 司

長野市印鑑条例の一部を改正する条例

長野市印鑑条例（昭和47年長野市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項ただし書中「規定する個人番号カード（」を「規定する個人番号カードをいう。）」、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち、」に、「次項」を「以下この項及び次項」に改め、「第22条第7項」の次に「（法第22条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「同条第1項」を「法第22条第1項」に、「」をいう。以下同じ」を「以下「個人番号カード等」という」に改め、同条第2項中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

第14条第1号中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

附 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。